

安全管理者選任時研修開催のご案内

労働安全衛生規則第5条の改定により、安全管理者は、一定の要件(学歴と実務経験によります※詳しくは太田協会のホームページをご覧ください)を満たし、且つ厚生労働省が定める研修を修了した者、労働安全コンサルタント、その他厚生労働大臣が定める者の中から選任する必要があります。当協会では、安全管理者選任の一定の要件を満たす方を対象に、厚生労働省が定める研修を実施いたします。貴事業場におかれましても、本研修対象者のみならず、これに準ずる方々には、本研修を受講されますようご案内いたします。

講習日時 会場	6月3日(火)	学科	8：00～15：45	一般社団法人 太田労働基準協会 2階講習室
	6月4日(水)		8：00～11：15	
募集人数	50名 定員になり次第、または5月23日(金)17：00に締め切ります。			
受講料金	会 員 事 業 場 15,500円 【内訳】 講習料 ¥14,091 +消費税 ¥1,409 +テキスト代 (無料)			
	非会員事業場 17,150円 【内訳】 講習料 ¥14,091 +消費税 ¥1,409 +テキスト代 ¥1,500 +消費税 ¥150			
	※会員事業場とは、群馬県内のいずれかの労働基準協会に加入している事業場のことです。			
対象事業場	* 常時使用する労働者数が50人以上の規模で下記業種に該当する事業場 製造業、林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、自動車整備業、各種商品卸売・小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、機械修理業、ゴルフ場業 ※労働者数が10人以上、50人未満の事業場では、安全衛生推進者または衛生推進者の選任が必要です。			
申込先 (お問合せ先)	・ 一般社団法人 太田労働基準協会 〒373-0817 TEL 0276-46-5774 群馬県太田市飯塚町 8 7 - 1 FAX 0276-46-1544			
	・ 館林労働基準協会 〒374-8640 TEL 0276-72-8890 群馬県館林市大手町 1 0 - 1 館林商工会議所内 FAX 0276-70-7622			
	・ 大泉労働基準協会 〒370-0533 TEL 0276-20-1112 群馬県邑楽郡大泉町仙石2-26-1 FAX 0276-20-1113			
申込方法	①受講人数を電話等で協会に連絡し、仮予約をお取りください。 ②申込書に必要事項を記入し、講習日の1週間前までに受講料を添えて協会までご持参ください。 ※講習日の1週間前までの申込取消は、受講料の返金をいたします。			
そ の 他	○講習開始30分前より受付を開始します。遅刻は認められませんので、ご注意ください。 ○外国籍の方が受講される場合は、太田協会のホームページの外国籍の方の受講についてをご確認ください。 受講可能な場合はご用意いただく書類がございます。ご不明な点などがありましたら各協会までお尋ねください。 ○本講習の会場は土足禁止のため、備え付けのスリッパに履き替えていただいております。ご自身のスリッパをご持参されても構いません。 ○太田協会のホームページに講習の申込方法・注意事項が詳しく掲載されています。ご確認ください。 ○最少催行人数に満たない講習は、中止にさせていただく場合がございます。			

安全管理者選任時研修申込書

※太田協会のみ

予約番号

受講番号		
太田	館林	大泉

受付印

受講者	ふりがな			性別（任意）	
	氏名			男・女	
	旧姓等の併記希望 *住民票等公的な確認書類を添付して下さい	☐ 旧姓 ☐ 通称			
	現住所 都道府県	※アパート名・部屋番号は記入不要です		生年月日 昭和・平成 年 月 日	
	携帯番号 (固定電話も可)				
事業場	会社名				
	所在地				
	電話番号 担当者名	TEL () 連絡担当者氏名			
	会員・非会員	☐ 会員・県内の他協会(協会名:)・ ☐ 非会員			
	支払方法	☐ 協会へ持参 ☐ 銀行振込 ☐ 現金書留 ※銀行振込と現金書留は太田協会のみ			

※注意事項

- ・受講予約時にお伝えした予約番号をご記入ください(太田協会のみ)。受講番号は記入しないでください。
- ・個人申込の場合は、事業場の記入は不要です。
- ・ご記入いただいた個人情報に関しては、講習会の目的のみに使用し、他の用途に使用することはありません。

一般社団法人 太田労働基準協会 殿
館林労働基準協会 殿
大泉労働基準協会 殿